

宜野座村立小中学校における通話録音装置の設置及び運用に関する要綱

令和 8 年 10 月 7 日

宜野座村教委要綱第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学校における業務の公正かつ適正な執行を確保し、教職員への不当な圧力や要求等の排除及び犯罪を防止することを目的として、通話録音装置の設置及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 宜野座村立小学校及び中学校をいう。
- (2) 通話録音装置 電話機での通話内容を録音し、又は記録する装置をいう。
- (3) 通話記録 通話録音装置により録音された通話の電磁的記録をいう。

(通話録音装置の設置等の公表)

第 3 条 教育委員会は、学校の通話録音装置の設置、利用目的、管理方法等について、村のホームページ等への掲載その他適切な方法により公表するものとする。

(管理責任者等の設置)

第 4 条 通話録音装置の適正な管理及び運用を図るため、通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、各学校の校長をもってこれに充てる。

- 2 管理責任者は、通話録音装置の運用に関する事務を行うため必要があると認めるときは、通話録音装置管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置くことができる。
- 3 管理責任者及び管理取扱者は、通話記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のための必要な措置を講じなければならない。

(教職員の責務)

第 5 条 職務上、通話録音装置により情報を知り得る教職員は、この要綱の規定を遵守し、通話録音装置及び通話記録の適正な運用に努めなければならない。

- 2 教職員は、通話録音装置により知り得た情報を第三者に知らせ、又は職務以外の目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(通話録音装置の使用)

第 6 条 通話録音装置は、電話機での通話の開始とともに自動で通話内容等を録音し、又は記録するものとする。

(通話記録の保存及び廃棄)

第 7 条 通話記録の保存期間は、通話録音装置本体内の電磁的記録媒体の記録容量の範囲で当

該機器により自動更新されるまでとする。ただし、法令に定めがある場合、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他管理責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

- 2 通話記録は、記録されたときの状態で保存し、編集及び加工をしてはならない。
- 3 通話記録は、原則として複製してはならない。ただし、法令に定めがある場合、犯罪捜査の目的で捜査機関からの要請があった場合及び管理責任者が通話録音装置の設置の目的を達成するために特に必要があると認める場合は、この限りでない。
- 4 管理責任者は、前項ただし書の規定により通話記録を複製した場合は、施錠できる収納庫等に複製した通話記録を保管するなど、適切に管理しなければならない。
- 5 管理責任者は、複製した通話記録を保有する必要がなくなった場合は、速やかに破棄しなければならない。

（目的外利用及び外部提供の制限）

第8条 通話記録は、第1条に規定する目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

ただし、法令に基づく場合及び法第69条第2項の規定に基づく場合は、この限りでない。

- 2 管理責任者は、前項ただし書の規定により通話記録を利用し、又は提供しようとする場合は、法及び宜野座村個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第11号。以下「条例」という。）の規定に基づく所定の手続を行わなければならない。

（個人情報の取扱い）

第9条 通話記録に係る個人情報の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、法及び条例の規定によるものとする。

（苦情の処理）

第10条 管理責任者は、通話録音装置の設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。